

広島地方最低賃金審議会
 第3回 広島県建設用・建築用金属製品、
 その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
 議事要旨

開催日時	令和3年10月27日(水)9時52分～11時44分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>まず、労働者側からは、他産業の結審状況等を勘案して引上げ額 30 円を主張するとの意見表明があり、使用者側からは、引上げ額 9 円で変わらないとの意見表明があった。</p> <p>その後、公益委員が労使各側と個別に協議を重ねたが合意に至らなかったことから、公益委員より、現行の特定最低賃金額 923 円を 21 円引き上げて 944 円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。</p> <p>11 月 1 日に開催予定の第 538 回本審で部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定</p> <p>第 538 回本審 11 月 1 日(月)午前 9 時 30 分～ (異議申出があった場合)</p> <p>第 539 回本審 11 月 17 日(水)午前中</p>			